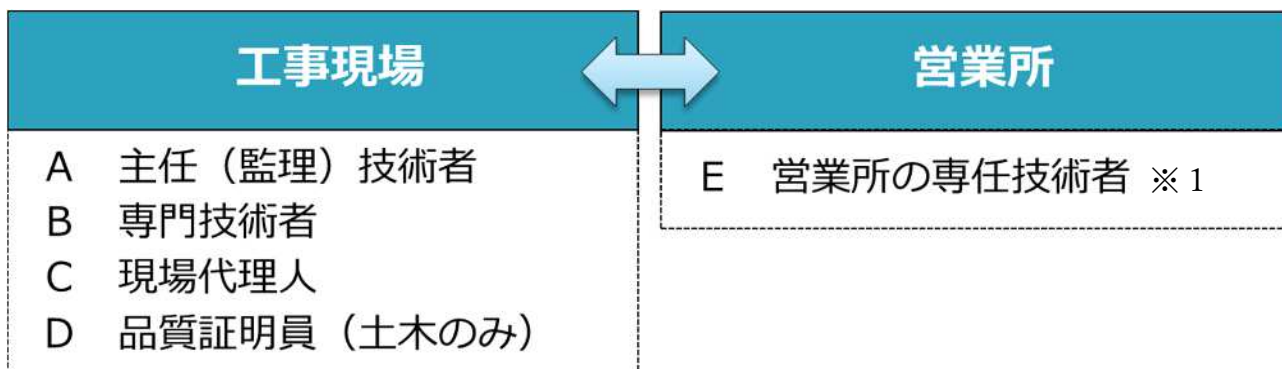


建設工事における技術者等の適正な配置について

1 技術者等の配置



※1役割：建設工事に関する請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、受注者への技術的な説明、見積等）を行うこと。

2 配置する技術者等

区分		対象工事等	資格等の条件
A	主任技術者	全ての工事（監理技術者以外）	建設業法に基づく資格 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係
	監理技術者	下請金額 4,500 万円以上 （建築一式は 7,000 万円以上）	
B	専門技術者	土木又は建築一式工事で 他の専門工事を含む場合	専門工事の主任技術者の資格を有すること （下請けの技術者でも可）
C	現場代理人	すべての工事	受注者との直接的な雇用関係
D	品質証明員 （土木のみ）	予定価格（税込）が1億円以上 及び低入札価格調査対象工事	10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは 1級土木施工管理技士の資格を有するもの
E	営業所の専任の 技術者	建設業許可を受けている工種 ごとに配置	各工種の主任技術者となる資格を有すること

3 主任（監理）技術者について

(1) 技術者の専任義務

工事一件の請負金額が **4,000 万円**（建築一式は **8,000 万円**）以上の場合には、元請や下請にかかわらず、主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。民間工事も同様。

※専任：他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事すること。

※下請の専任期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

※工事の専任義務が発生している場合でも、研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、発注者の了解を得ることを前提とし、差し支えない。

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係

次の入札方式に規定する日以前の**3箇月以上**の雇用関係にあることが必要となる。

- ① 総合評価方式制限付一般競争入札の場合は、**入札参加資格確認申請の日以前**。
- ② 技術資料提出型制限付一般競争入札、格付等級指定型制限付一般競争入札、指名競争入札の場合は、**入札書提出の日以前**。
- ③ 随意契約の場合は、**見積書提出の日以前**。

(3) 「主任技術者等通知書」作成時の注意点

① 技術者の資格

- ア 資格証明書等の写し(国家資格等を有する技術者の場合)
- イ 実務経験証明書(実務経験による技術者の場合)
 ※実務経験証明書の証明者は所属会社名とすること。(技術者の個人名では不可)
- ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習(登録講習)修了証の写し(監理技術者の場合)

<実務経験とは>	
高等学校の指定学科卒業後	5年(60ヵ月)以上
高等専門学校の指定学科卒業後	3年(36ヵ月)以上
大学の指定学科卒業後	3年(36ヵ月)以上
上記以外の学歴の場合	10年(120ヵ月)以上

② 直接的かつ恒常的な雇用関係

3箇月以上の雇用関係が確認できるよう次のいずれかの資料を提出すること。

- ア 監理技術者資格者証の写し
 - イ 所属建設業者が特定できる健康保険被保険者証の写し
 (市区町村の国民健康保険被保険者証は不可。)
 - ウ 住民税特別徴収税額(変更)通知書の写し
- ③ 請負金額が **4,000 万円**(建築一式は **8,000 万円**)未満の工事(専任義務なし)の場合
- ア 他の専任を要する工事の技術者でないこと。
 - イ (E)営業所における専任の技術者の場合には、**工事現場と当該営業所を概ね1時間以内に移動**することができること。
 - ウ 現場代理人を兼任する場合には、他の複数工事の主任技術者を兼任していないこと。(本工事を含めて2件までの兼任は可)
- ④ 請負金額が **4,000 万円**(建築一式は **8,000 万円**)以上の工事(専任義務あり)の場合
- ア (E)営業所の専任の技術者でないこと。
 - イ 他の工事の技術者でないこと。(現場代理人等で他の工事に従事していないことを含む。)

4 現場代理人について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取り締まりのほか、工事の施工及び契約期間に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人である。

(1)現場代理人の配置について

- ①他の工事の専任の技術者又は(E)営業所の専任の技術者でないこと。
- ②請負金額が**4,000万円**(建築一式は**8,000万円**)未満の場合には、一定の条件のもと2件まで現場代理人を兼任することができる。詳細は「5 現場代理人等の兼任要件について」を参照

5 現場代理人等の兼任要件について

現場代理人・主任(監理)技術者の兼任一覧表

		専任を要しない工事※1		専任を要する工事※2		
		現場代理人	主任技術者	現場代理人	主任(監理)技術者	
同一工事	現場代理人		兼務可		兼務可	
	主任(監理)技術者	兼務可		兼務可		
別途工事	専任を要しない工事	現場代理人	兼任可(※3)	兼任可(※4)	兼任不可	兼任不可
		主任技術者	兼任可(※4)	兼任可	兼任不可	兼任不可(※5)
	専任を要する工事	現場代理人	兼任不可	兼任不可	兼任不可	兼任不可
		主任(監理)技術者	兼任不可	兼任不可(※5)	兼任不可	兼任不可(※5・6)

※1 「専任を要しない工事」とは、主任技術者の専任を要しない工事(請負金額が**4,000万円**(建築一式工事は**8,000万円**)未満)とする。

※2 「専任を要する工事」とは、主任技術者の専任を要する工事(請負金額が**4,000万円**(建築一式工事は**8,000万円**)以上)とする。

※3 現場代理人を兼任するための条件は以下のとおり。

- ① 同一の者を現場代理人として配置できる工事は2件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。
- ② 請負代金額が、いずれも**4,000万円**(建築一式工事は**8,000万円**)未満の工事であること。
- ③ 兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。
上記3つの条件にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認められない。

※4 現場代理人として配置され、他工事の主任技術者を兼任する場合は、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取り締まり等が困難でないものとするため、兼任できる件数を2件(現場代理人として配置された工事を含む。)までとし、以下の条件を満たす場合に限り、兼任を可とする。

- ① いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。
- ② 兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。

※5 密接な関連のある工事の場合には、主任技術者の兼任の特例により可とする。

ただし、専任の監理技術者については適用されない。

※6 監理技術者を兼任(特例監理技術者・監理技術者補佐を配置)するための条件は以下のとおり。

- ① 特例監理技術者が兼任できる工事は2件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。
 - ② 予定価格(税込)が、いずれも3億円未満の工事であること。
 - ③ 兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。
 - ④ 兼任する工事が低入札工事でないこと。
- 上記4つの条件にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認められない。

※7 市発注工事と市以外の機関の発注工事間で技術者を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があるため注意すること。

6 技術者の変更

監理技術者等を工期途中で交代する場合は、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めています。

(1)技術者を変更できる例外

①死亡 ②病気等 ③退職

④転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、当該技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合該当者の申立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出が必要となります。

⑤受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、大幅に工期が延長された場合

⑥橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

⑦ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

⑧出産、育児、介護等(働き方改革)

受注者から、「該当技術者本人が出産、育児、介護等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合 受注者は該当者の監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない旨を書面にて提出することが必要となります。

(2)技術者変更時の注意点

- ①交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点であること。
- ②交代前後における監理技術者等の技術力が同等(公告条件等に適合している)以上に確保されること。
※総合評価方式で発注した案件については、技術者の加点(工事实績、工事成績等)により入札時に有利となっている可能性があるため、特に注意が必要。
- ③工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置がされること。

7 技術者配置時の注意点

(1)技術者の配置期間

本市では、技術者の配置期間を工期の開始日から工事完成届の提出日までとしている。

他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工期の開始日に配置可能であるか確認すること。

なお、現在、他工事に配置している者を配置予定技術者の資格確認表に記載する場合は、従事している工事名、完成届提出予定日等を記載すること。

8 参 考

建設業法に関する資料

・国土交通省 中部地方整備局

「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」

URL:<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm>

・国土交通省 近畿地方整備局

「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」

URL:<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>

※それぞれ最新版を確認してください。